

業務用スマートフォン及び関連システム に関する仕様書

令和8年10月5日

医療法人仁栄会

第1条 適用

本仕様書は、医療法人仁栄会が緑ヶ丘介護医療院および所沢緑ヶ丘病院に配備する業務用スマートフォンおよび関連システムの調達、構築、設定、保守等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 調達内容及び数量

項目	単位	数量	備考
スマートフォン端末	台	154	介護医療院 83 台、病院 71 台
スマートフォン用アクセサリ	一式	1	充電器、ケース、医療用ストラップ等
端末・システムの初期設定及び環境構築	一式	1	キットイング、各種設定、動作確認等を含む
通信・システム利用に必要なサービス等	一式	1	通信回線、FMC、MDM、関連アプリケーション等を含む
その他正常な使用に必要な機器・設定等	一式	1	本仕様書の機能を正常に利用するために必要なものを含む

第3条 納入場所

医療法人仁栄会 緑ヶ丘介護医療院
埼玉県所沢市狭山ヶ丘 1-3009

第4条 履行期限

令和9年3月15日までに、納入、設定、構築、動作確認等を完了すること。

第5条 契約の履行

受注者は、本仕様書に掲げる端末、システム及び関連サービスについて、設計、構築、設定、納入、動作確認、操作説明その他必要な業務を行うこと。

第6条 機器及びシステムの仕様

1. スマートフォン機能要件

(1) OS

納入時点においてメーカーが動作を保証する Android OS を搭載していること。

(2) メモリ

RAM 4GB、ROM 64GB 以上であること。

(3) 防水・防塵・耐久性

IPX5/IPX8、IP6X 及び MIL-STD-810H 相当以上の防水・防塵・耐久性能を有し、医

療・介護施設での使用を想定した耐薬品性及びアルコール除菌シートによる清拭に対応すること。

(4) ディスプレイ

6.6 インチ相当のディスプレイを有すること。

(5) カメラ

5,010 万画素以上のカメラを有すること。

(6) バッテリー

通常業務において 1 日以上連続運用が可能であり、容量 5,000mAh 以上であること。

(7) NFC

NFC 機能を有すること。

(8) SIM

nanoSIM 及び／又は eSIM に対応すること。

(9) アクセサリー

急速充電器、専用ケース及び医療用ストラップを含むこと。

(10) セキュリティ

不正アプリケーション及びマルウェア等への対策を実施できること。

2. アプリケーション機能要件

(1) ログイン機能

ユーザーID 及びパスワードによるログインに対応すること。

(2) ログイン管理

使用する端末を問わずログイン可能であり、内線番号と利用者を紐付けて管理できること。

(3) 役割設定

ログイン時にユーザーID に紐づく役割を選択でき、役割を任意に設定できること。

(4) 利用者管理

管理者がユーザーID の追加・削除を行うことができ、設定内容を速やかに反映できること。

(5) チャット

ユーザー間及び複数ユーザー間でグループチャットが可能であること。

(6) ファイル送受信

写真、動画等の送受信が可能であること。

(7) 未読・既読確認

グループチャットにおいて未読・既読のユーザーを確認できること。

(8) グループ管理

管理者がチャットグループを設定でき、設定内容を速やかに反映できること。また、ユ

ユーザー自身によるグループ作成にも対応すること。

(9) カメラ

静止画及び動画を撮影できること。

(10) 緊急通報

あらかじめ登録したグループ等に一斉に発報できる機能を有すること。

(11) 録音

音声通話を録音でき、録音データを記録・保存できること。

(12) 管理機能

ユーザー情報、認証情報、チャット着信履歴等を一元管理でき、原則としてスマートフォン本体に管理情報を残さない構成とできること。

(13) ナースコール

ナースコール子機として利用するためのアプリケーションを有し、ナースコール着信時に、設定に応じた鳴り分けが可能であること。また、ナースコールの着信履歴を確認できること。

3. ネットワーク環境機能要件

(1) 回線

4G/LTE 及び 5G 等による通信が可能であること。

(2) 音声・データ通信

音声通信用回線及びデータ通信用回線を利用できること。

(3) 音声通話

スマートフォンからの内線及び外線発信について、指定する範囲で定額通話が可能であること。

(4) データ通信

スマートフォン 1 台当たり月 5GB 以上のデータ通信容量を確保すること、又は全端末で容量を共有できること。

(5) 閉域網

必要なクラウド環境と院内ネットワークとの接続について、IP-VPN 等による閉域網を利用した安全な通信環境を構築すること。

(6) 通信品質

サービス利用に十分な通信品質及び安定性を確保できる構成とすること。

(7) アクセス制限

Firewall、URL フィルタリング等によりアクセスを制限できる機能を有すること。

(8) ネットワーク機器

閉域網と院内ネットワークを接続するために必要なネットワーク機器を用意すること。また、障害時に迅速な復旧が可能となるよう、必要に応じて予備機を用意すること。

(9) 保守・監視

ネットワーク機器について、24 時間 365 日の保守対応及び障害監視が可能な体制を有すること。

4. MDM 機能要件

(1) アプリ管理

アプリケーションの配信及び管理が可能であること。

(2) 端末管理

紛失・盗難時の遠隔ロック及びデータ消去が可能であること。

(3) Wi-Fi 管理

Wi-Fi 利用を制限でき、指定した SSID 等への接続を管理できること。

(4) 外部媒体制御

SD カード等の外部媒体への保存及び USB 等を介したデータ転送を制限できること。

(5) 位置情報

端末の位置情報を管理者が取得・確認できること。

(6) アプリ利用制限

特定のアプリケーションの利用を制限できること。

(7) SIM 管理

SIM の抜き取り等について必要な制限を行えること。

(8) ショートカット管理

ブラウザショートカット等により指定した URL を端末上に配置できること。

(9) Web アクセス制御

ブラウザによるアクセスを制限できること。

(10) 更新管理

インストールされているアプリケーション等の更新を管理できること。

5. FMC 機能要件

(1) 内線通話

内線番号により、スマートフォン、固定電話等の端末間で呼び出し及び通話が可能であること。

(2) 保留・転送

固定電話、スマートフォン等への着信について、保留及び転送が可能であること。

(3) 内線番号管理

スマートフォンに設定した内線番号を管理者が変更できること。

(4) 外線発信

外線発信が可能であること。

(5) 通話方式

安定した音声通話が可能な方式に対応すること。

第7条 役務要件

1. 構築作業

(1) 本システムが円滑に稼働するために必要な設計、設定、構築及び導入支援を行うこと。

2. 初期設定

(1) 当法人が提供する利用者情報、内線番号情報及び電話帳情報等に基づき、スマートフォン導入に必要な初期設定を実施すること。初期設定には、以下の作業を含むものとする。

- ① 端末の開梱、動作確認、SIM カードの装着及び開通確認、MDM への登録、セキュリティポリシーの適用、Wi-Fi 及び証明書等の設定その他業務利用に必要な初期設定。
- ② 当法人が指定する内線番号情報に基づく FMC サービスへの端末登録及び内線番号設定並びに内線発着信試験。
- ③ 当法人が提供する利用者情報に基づくユーザー登録、ログイン ID の作成・紐付け及び所属部署、職種等の初期設定。
- ④ 当法人が提供する職員情報及び部署情報に基づく電話帳データの登録及び初期設定。また、情報更新時に一括登録・更新が可能な構成とすること。
- ⑤ 業務利用に必要なアプリケーションのインストール、設定及び動作確認。
- ⑥ 当法人が利用する電子カルテその他の外部システムとの連携が必要となる場合は、関係事業者及び当法人と協議の上、必要な設定・作業を実施すること。
- ⑦ ネットワーク環境及び閉域網について、当法人及び関係するネットワーク事業者と協議の上、必要な構築作業を実施すること。
- ⑧ ストラップの取付け及び保護ケースの装着を行い、納品すること。

第8条 保守要件

1. 端末故障時の対応

スマートフォンが故障した場合は、当法人の故意又は重過失によるものを除き、無償で修理又は代替機への交換に対応すること。バッテリー交換を含むものとする。ただし、キッティング費用及び送料等について別途費用が発生する場合は、契約条件に従うものとする。

2. 端末紛失時の対応

スマートフォン紛失時は、契約条件に基づき代替機を提供できる体制を有すること。SIM再発行、キッティング等に係る費用については契約条件に従うものとする。

3. 保守窓口

24時間365日体制で、電話による有人対応が可能な一次対応窓口を設置すること。障害原因の切り分け及び必要に応じた関係事業者への連絡・調整を行うこと。

4. 保守範囲

スマートフォン端末、SIM、FMCサービス、コミュニケーションアプリケーション、MDMサービス及び関連ネットワークサービスについて、障害受付、原因切り分け、復旧支援、故障端末交換、紛失対応、SIM再発行支援、設定変更支援、関係事業者との調整及び管理者からの問い合わせ対応等を行える体制を有すること。

5. 障害一次対応

利用者及び管理者からの問い合わせを受け付け、障害の一次切り分けを行うこと。必要に応じて通信事業者、端末メーカーその他の関係事業者との調整を行うこと。

第9条 見積範囲

見積金額には、本仕様書に定める機能及びサービスを実現するために必要となる以下の費用を含むものとする。

- (1) スマートフォン端末に係る費用
- (2) 端末故障時の補償・交換等に係る費用
- (3) 通信費用及び必要なアプリケーション等の利用費用
- (4) 急速充電器、専用ケース及び医療用ストラップ等のアクセサリ費用
- (5) 初期設定、キッティング及び構築作業費用
- (6) 必要なネットワーク機器の費用及び保守対応費用
- (7) 閉域網等の利用に係る費用

第10条 搬入・設置

- (1) 物品の搬入、設置及び設定に当たり、建物、施設設備等に損害を与えないよう必要な措置を講ずること。損害を与えた場合は原状復旧を行うこと。
- (2) 物品の搬入、設置、設定及び調整に要する経費は、契約条件に定めるものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 搬入に際して発生した梱包材等は、受注者が持ち帰ること。

第11条 試験・検査及び検収

- (1) 納入及び設定完了後、総合試験を行うこと。
- (2) 当法人職員立会いのもと動作確認を行い、本仕様書に定める機能が正常に動作することを確認した上で検収すること。
- (3) 機器及びシステムの取扱い・操作方法について、当法人職員に十分な説明を行うこと。

第12条 保証

納入する機器、システム及びサービスに不具合等が生じた場合は、契約条件に定める保証期間及び範囲に基づき、必要な保守・修理等に対応すること。

第13条 その他

- (1) 日本語の取扱説明書その他必要な資料を提出すること。
- (2) 物品は新品・未使用であること。
- (3) 本仕様書に明示のない事項であっても、本システムの正常な稼働に必要と認められるものについては、受注者において必要な対応を行うこと。
- (4) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、当法人と受注者が協議の上、決定するものとする。